

障企発 1213 第 1 号
老介発 1213 第 1 号
保国発 1213 第 1 号
保高発 1213 第 1 号
令和 6 年 12 月 13 日

都道府県民生主管部（局）
障害保健福祉主管課（部）長
介護保険主管課（部）長
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」
の廃止について

国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについては、「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 31 日付け障企発 1031 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老介発 1031 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長、保国発 1031 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長、保高発 1031 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「平成 26 年通知」という。）によるところだが、今般、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 142 号）により、連合会が行う業務のうち、法令の規定に基づき行われること等の一定の要件を満たす業務が、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 10 号に掲げる請負業から除外されることを踏まえ、平成 26 年通知を廃止することとしたので、貴管下の連合会に対する周知等、特段の配慮をお願いします。